

# 柿生保育園・柿生かきっこ保育園保護者会規約(案)

## 【名称】

柿生保育園・柿生かきっこ保育園保護者会連絡協議会と称し、事務所を柿生保育園におく。

## 【目的】

- i) 園及び保護者、子どもの結びつきを深めること。
- ii) 会員相互の親睦を図り、教養を高めること。
- iii) 園の保育内容の向上のため、助成に関与すること。
- iv) 園児の健康と安全を守ること。

## 【会員】

登園在園児の保護者および職員にて構成する。

## 【役員】

役員とは、大役員（会長・副会長・書記・広報・会計）、会計監査およびクラス役員とで構成され、以下の通りとする。

会	長	:	1名	
副	会	長	:	2名
書	記	:	1名	
広	報	:	1名	
会	計	:	2名	
会	計	監	査	: 2名（含む職員1名）
ク	ラ	ス	役	員: 0～4歳児各クラス 2名 柿生かきっこ保育園 2名
				5歳児クラス 3名
				保護者会担当委員: 2名（職員）

## 【大役員の選出】

翌年度の大役員（職員は除く）は、推薦委員会の推薦により決定し、役員承認総会で承認を得るものとする（大役員は、クラス役員を兼務しない）。

## 【推薦委員会の構成】

大役員7名から3名を選出し、これと園長・主任の計5名とする。

## 【役員の任期】

毎年度4月1日より翌年3月31日までとする。

## 【役員会の開催】

大役員は必要に応じて役員会を年数回開催し、保護者会事業の具体的運営方法を協議する。

## 【会費】

在園児1名につき、月額300円とし、在園月は集金する。

## 【会計年度】

毎年度4月1日より翌年3月31日までとする。

【総会の開催】

原則として、年 2 回（年度初めと、年度末『役員承認会』）とする。  
ただし、大役員の過半数の同意により臨時総会を開催できる。

【総会の成立】

**保護者**会員の過半数の出席をもって成立とする。

【総会の議決】

出席会員の過半数をもって議決とする。

【保育助成に関する事項】

- i) 誕生会（誕生カード代助成）
- ii) 自然体験学習（野菜苗代等助成）
- iii) 運動会（ご褒美代助成）
- iv) クリスマス会（プレゼント代助成）
- v) 保育発表会（ご褒美代助成）
- vi) その他

【**保護者**会の事業】

- i) かつきまつり（共催）
- ii) **夏まつり**（共催）
- iii) 卒園・進級記念品の贈呈(増税・送料改定による価格見直し)
- iv) 卒園式へのメッセージ
- v) その他（要望により、親睦会の開催など）

【慶弔に関する事項】

職員	結婚祝	5,000 円
	餞別（退職）	5,000 円
	出産祝	5,000 円
	病気見舞い（入院連続 30 日以上）	5,000 円
	香典（一親等まで）	5,000 円
園児	病気見舞い（入院連続 30 日以上）	5,000 円
	香典（一親等まで）	5,000 円

その他、大役員が必要と認めた事項

なお、金額については、特に必要と認められた場合にのみ、会長・副会長・会計の協議により訂正して供出することができる。ただし、その場合でも規約の 4 倍を超えることはない。

【規約の改廃】

本規約の改廃は、**保護者**会総会にて会員の過半数の承認を得ることにより行う。

【附則】

本規約は令和 5 年〇月〇日(〇)より公布・施行する。